

長野県中小企業融資制度のご案内(災害対策向け)

①被災された方

経営健全化支援資金(災害対策)

拡充
(下線部)

ご融資条件	限度額	ア リ災証明書等を受けた方又は受けることができる方 設備資金6,000万円 運転資金8,000万円
		イ <u>中小企業等グループ補助金のグループ認定を受けた方で、同補助金の交付申請を行った方</u> 設備資金 4億円 <u>(限度額：グループ補助金交付申請書に記載の調整後補助対象経費の4分の1)</u>
	金利	年0.8% (台風19号に被災された方) 又は年1.1%
	保証料補助	保証料総額の全額又は5分の4を県・市町村で補助します
	償還期間 (据置2年)	設備資金 10年以内 (土地・建物等15年以内) 運転資金 7年以内
ご利用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ア、イ共通 <u>リ災証明書等の取得</u> ・イの要件 <u>下記1～2の資料の取得</u> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>長野県が受理した「グループ補助金交付申請書」の写し</u> 2. <u>上記交付申請書添付書類の「グループ補助金補助事業計画書」の写し及び「見積書一覧表」の写し</u> 	

②被災又は風評被害や交通インフラの影響など災害の影響を受けた方

経営健全化支援資金(特別経営安定対策)

経営健全化支援資金(経営安定対策)

ご融資条件	限度額	設備資金6,000万円 運転資金8,000万円 (特別経営安定対策と経営安定対策の合計限度額)
	金利	特別経営安定対策 年1.60%
		経営安定対策 年1.90%
	保証料補助	保証料総額の全額又は5分の4を県・市町村で補助します
	償還期間 (据置1年)	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内 (借換については10年以内) ※借換は県制度資金の一部の資金のみ借換可能
ご利用要件	セーフティネット保証4号の取得 (特別経営安定対策) 又は 売上減少要件に該当する方 (特別経営安定対策・経営安定対策)	

③小規模事業者の方

小規模企業発展資金

ご融資条件	限度額	設備資金・運転資金の合計で2,000万円 (既存の保証付き融資との合計で2,000万円以内)
	金利	年1.90%
	保証料率	保証料総額の内、5分の4を県・市町村で補助します
	償還期間	設備資金 10年以内 運転資金 5年以内(借換については7年以内) ※借換は県制度資金の一部の資金のみ借換可能 ※据置期間1年(運転資金5年以内のみ、6か月)
	ご利用要件	小規模事業者の方(従業員が20人以下の企業) ※宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下の企業

④急な資金繰りの対応など

中小企業振興資金

ご融資条件	限度額	設備資金1億円 運転資金5,000万円
	金利	年2.1%(1年以内は年1.8%)
	保証料補助	保証料の補助はありません
	償還期間	設備資金 7年以内(土地・建物等15年以内) 運転資金 5年以内(借換10年) ※県制度資金の全ての資金を借換可能 ※据置期間1年(運転資金5年以内のみ、6か月)
	特徴	特段要件もなく、市町村や地域振興局にあっせんを通さないことから、迅速な資金調達が可能です。

◆ お問い合わせ先

長野県産業労働部

産業立地・経営支援課(026-235-7200)、又は下記の地域振興局商工観光課まで

佐久：佐久市跡部 65-1	☎0267-63-3157	木曾：木曾郡木曾町福島 2757-1	☎0264-25-2228
上田：上田市材木町 1-2-6	☎0268-25-7140	松本：松本市大字島立 1020	☎0263-40-1932
諏訪：諏訪市上川1丁目 1644-10	☎0266-57-2922	北アルプス：大町市大字大町 1058-2	☎0261-23-6523
上伊那：伊那市荒井 3497	☎0265-76-6829	長野：長野市大字南長野南県町 686-1	☎026-234-9527
南信州：飯田市追手町 2丁目 678	☎0265-53-0431	北信：中野市大字壁田 955	☎0269-23-0219

まずはお取引の金融機関又は最寄りの商工会・商工会議所へご相談ください